



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
9 月 19 日 (金)
第 640 号

目 次

告 示

○指定管理者の指定に係る変更	723
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	723
○土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除	724
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除	724
○土地改良区連合定款変更の認可	725
○道路の供用開始	725

公 告

○浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による水質に関する検査に係る料金の改定	725
--	-----

告 示

栃木県告示第 406 号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年栃木県条例第 4 号）第 7 条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福田 富 一

施設の名称	指定管理者の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県総合運動 公園東エリア	株式会社グリー ナとちぎ	指定管理者の代 表者及び所在地	代表取締役 桑原 幹雄 宇都宮市東宿郷 3 丁目 10 番 9 号	代表取締役 長清 泰明 宇都宮市西川田 4 丁目 1 番 1 号	令 和 7 (2025) 年 7 月 31 日

(スポーツ振興課)

栃木県告示第 407 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
-----------	-----	--------------------

令和 7 (2025) 年 8 月 1 日	花・花薬局上高間木店 (ラベンダー薬局)	真岡市上高間木 3-3-8
令和 7 (2025) 年 8 月 1 日	花・花薬局長沼店 (すみれ薬局)	真岡市長沼743-5
令和 7 (2025) 年 8 月 1 日	花・花薬局茂木店 (わかば薬局茂木店)	芳賀郡茂木町茂木1172-1

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第408号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、令和7年栃木県告示第246号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除する区域
真岡市松山町19番1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

栃木県告示第409号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和7年栃木県告示第247号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- I
- 1 指定を解除する区域
真岡市松山町19番1の一部
 - 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
 - 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

- II
- 1 指定を解除する区域
真岡市松山町19番1の一部
 - 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
 - 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
西の原用水土地改良区連合	令和 7 (2025) 年 9 月 4 日

(農地整備課)

栃木県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年 9 月 19 日から同年 10 月 20 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 294 号	那須烏山市谷浅見1061-6 から 那須烏山市大桶958-10まで	令和 7 (2025) 年 9 月 19 日
14	主 要 地 方 道 鹿 沼 日 光 線	日光市山久保612-3 から 日光市山久保615-1 まで	令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

(道路保全課)

公 告

○浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の規定による水質に関する検査に係る料金の改定

一般社団法人栃木県浄化槽協会が行う、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項及び第11条第1項の規定による水質に関する検査の手数料について、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から下記のとおり料金が改定されるので公告する。

令和 7 (2025) 年 9 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

検査の手数料

浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査

区 分	現 在 の 手 数 料	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日以降の手数料
50人槽以下	9,000円	11,000円
51人槽～500人槽	15,000円	18,000円
501人槽以上	32,000円	34,000円

浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査

現 在 の 手 数 料	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日以降の手数料
3,300円	4,300円

(環境保全課)